

「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認に関する検討会議」の開催について

平成 27 年 10 月 6 日  
原子力関係閣僚会議決定

1. 原子力施設主要資機材の輸出等に関連した公的信用の供与に際し、独立行政法人日本貿易保険又は株式会社国際協力銀行からの求めに応じ、相手国・地域の安全確保に係る制度整備状況等に係る事実関係の確認を適切に行うため、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。
2. 検討会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、事務を遂行するため必要があると認めるときには、外務省、資源エネルギー庁、原子力規制庁等の関係行政機関に対し、資料の提出、説明、関係者の会議の出席その他の必要な協力を求めることができる。  
  
議長                    内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）  
その他の構成員      内閣官房内閣審議官（内政担当）  
                         財務省大臣官房審議官（国際局担当）  
                         経済産業省大臣官房審議官（貿易経済協力局・海外戦略担当）  
                         経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当）
3. 検討会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
4. 検討会議の議事概要等は、事後的に公開する。
5. 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

（以上）